

平成25年度 入札参加資格申請要領（測量・コンサル市内新規業者用）

1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者

地方自治法施行令第167条の4の各号に該当しないこと。

法令上必要な登録を受けていること。

本社は市外にあるが、市内に支店等がある法人で、その支店名等名称で市内業者として入札参加資格申請をする法人にあっては、

- ・登記事項証明書（旧登記簿謄本）に支店登記されていること。
- ・津山市に法人市民税を納入していること。
- ・支店等単独で入札・契約・契約の履行等権限を有すること。

国税（消費税）、市税等の滞納をしていないこと。

市税等については、会社及び役員（監査役を除く）全員

津山市が行なう貸付事業の償還金及び負担金等を滞納していないこと。

一般競争（指名競争）入札参加資格申請書中の必要事項について整備されていること。

2. 申請書及び添付書類

提出書類一覧（添付書類リスト）をよく確認のうえ漏れのないよう提出のこと。

3. 注意事項

受付期間 平成25年4月1日（月）～平成25年4月22日（月）

執務時間 平日午前8：30～午後5：15

有効期間 平成25年7月1日～平成26年6月30日

新規申請者にとっては、2年間は登録のみとし、指名は行わない。

本申請書の提出については、書類の内容を説明できる人が持参のこと。

入札参加資格審査結果を通知用の、80円切手を提出のこと。

返信用封筒は不要。80円切手のみ提出のこと。

職員の確認は、雇用保険及び社会保険の加入の有無により行う。職員の住所は、市町村に届出ている住所を正確に記入のこと。非常勤職員とみなされる人は該当しない。

自己資本金は、払込資本金＋積立金＋繰越金とすること。個人の場合は、年次繰越純資本金の額を記入のこと。

技術職員とは、測量法、建築士法、不動産の鑑定評価に関する法律、その他国土交通省の各種登録規定における技術上の管理をつかさどる者とする。

津山市の発行する納税証明書は、財政部税制課で証明したもので、平成25年3月25日以降のものとする。（平成25年4月1日以降に税制課で証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）

最近において納税したものに係る納税証明を請求する場合は、その「領収証書等」を持参のこと。

その他の証明書類は、申請書提出日の直前3ヶ月以内のものとする。

一般競争（指名競争）入札参加資格申請書及び添付書類は、A4版縦型フラットファイルに申請書添付書類リストの順番に綴り、ファイルの表紙及び背表紙に法人名（個人の場合は商号）を必ず記入のこと。

なお、フラットファイルについては、赤系統（赤、桃色等）色のものを使用のこと。

提出した一般競争（指名競争）入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、些細な事項にかかわらず、当該変更の事実が発生した日から15日以内に変更届を提出のこと。

入札参加希望業種において、添付された経営規模等総括表の該当業種における過去2年間の年間平均実績高の無いものについては、登録及び指名はしない。

技術職員の資格証明書については、職員名簿の記載順に整理して添付のこと。

また、新規取得者及び新規雇用者については、資格証明書の原本を確認するため、必ず原本を持参のこと。

I S O登録証がある場合は、必ず写しを提出のこと。

（財）日本適合性認定協会（J A B）によって、認定・登録された審査登録機関から発行された有効期限内の登録証（認定状）